

第91回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 会社の体制及び方針
 - (1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
 - (2) 会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記
(連結計算書類の連結注記表)
- 計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記 (個別注記表)

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

東京計器株式会社

「会社の体制及び方針」、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記(連結計算書類の連結注記表)」及び「計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記(個別注記表)」につきましては、法令及び定款第15条に基づき、ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

● 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制に係る基本方針」（最終改定日 2020年4月1日）及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社グループの取締役及び使用人は、企業倫理規程に規定されている「東京計器グループ倫理行動基準」を法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範としています。また、当社の法務・ガバナンス担当役員を委員長とする企業倫理委員会は、当社グループの企業倫理責任者で構成し、企業倫理活動を横断的に管理しています。委員長はこれを統括し、取締役及び使用人への企業倫理教育を徹底させ違反行為の未然防止を図っています。
 - 2) 当社グループにおける法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段としての内部通報制度を設けて維持しています。この場合において通報者に不利益がないことを確保しています。
 - 3) 当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しています。これらの反社会的勢力に対しては、組織的に対応する部署を法務・ガバナンス室とし、警察等の外部関連機関と連携しています。

【運用状況】

- ・企業倫理委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大人数による集合会議をせずに必要な資料の配信に留まりました。
 - ・倫理行動基準は、当社グループ内各部署及びイントラネットに掲示し、当社グループの全従業員に定期的な教育を行いました。なお、反社会的勢力との関係遮断は倫理行動基準に明記し、周知しております。
 - ・内部通報制度は、弁護士を含む複数の窓口を設置し、通報者保護を社内規則に明記するなど適切な運用を行っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループにおける職務執行に係る情報については、文書または電磁的記録媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、文書管理に関する規程の定めるところに従い、適切かつ確実に保存し取締役等が閲覧可能な状態にて管理しています。

【運用状況】

- ・取締役会議事録、監査等委員会議事録、経営会議事録、その他職務執行関連文書等は、それぞれ社内規程に記されている所定の手続きにより適切に作成・保存しており、取締役等の閲覧の求めに対応しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは、以下のリスク管理体制を構築し、推進してまいります。
 - ア. 法務・ガバナンス室は、リスクマネジメント規程に基づき、マネジメントサイクルの徹底に努めるとともに重大なリスク情報については取締役会に報告しています。
 - イ. 法務・ガバナンス室は、当社グループの財務報告の信頼性を担保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し運用を管理しています。
 - ウ. 法務・ガバナンス室は、当社グループのリスク管理体制、即ち責任部署を明確化し、危機管理規程に基づき緊急時の円滑な対応を図っています。
 - エ. 内部監査室は、当社グループの企業倫理・活動全般はもとより財務報告に係る内部統制の適正性を監査しています。
 - オ. 企業倫理委員会は、監査結果を反映した改善もしくは是正措置を審議し決定しています。

【運用状況】

- ・法務・ガバナンス室によりリスクマネジメント規程に基づき、当社グループ全体におけるリスク対策プログラムを策定しています。また、当社グループ全体に及ぶリスク対策については、経営上の重大リスク対策として取締役会に報告しております。なお、今般世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関しましては、2020年3月に代表取締役社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置して以降、時差通勤の容認や在宅勤務の拡大、作業場所や座席配置の変更の徹底等による就労環境の変更、不要不急の出張の禁止やWeb会議等の活用等により、当社グループ従業員や関連する取引先等の従業員の安全と健康を最優先にした対応を採っており、現在も継続しております。
- ・財務報告に係る内部統制については、法務・ガバナンス室により社内規程に基づき適切

に運用され、内部監査室による期末監査等により、有効に運用されていることを確認しました。なお、内部監査室及び会計監査人から当連結会計年度中に指摘された内部統制上の不備については、当社各部門及び連結子会社においては正報告書を作成しました。

④ 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて開催し重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行っています。

代表取締役 社長執行役員の諮問機関である経営会議は、常勤取締役、執行役員、カンパニー長で構成しています。経営会議は原則月2回開催し、取締役会付議案件について事前に審議するとともに、経営に関する重要事項の審議決定及び執行役員、カンパニー長の業務執行の状況を監督しています。

また、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っています。

ア. グループ全体の目標を定め、この浸透を図るために中期経営方針及び3事業年度を期間とする中期事業計画を策定しています。

イ. 各カンパニー長、スタッフ部署の担当取締役・執行役員及び子会社社長は、実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を立案し、必要な場合は経営会議・取締役会へ付議し決定または承認を受けて推進しています。

ウ. 進捗ヒアリングを定期的に行われ、各部門・部署及び子会社の業績等を報告させ、目標未達要因の分析と具体的な改善策の策定・実行を指示しています。

【運用状況】

・当社グループの中期経営方針及び中期事業計画は、当社ホームページに掲載しております。

・当連結会計年度は、取締役会は16回開催し、経営会議は28回開催いたしました。各カンパニーの月次決算は経営会議で報告されるとともに、四半期毎に事業の進捗及び以降の業績見通しが報告されました。また、各部門の各種施策の実行に関しては、必要に応じて社長室によりフォローアップを行っております。さらに社外取締役も含めて事業部門に対する事業進捗のヒアリング（第1四半期、第2四半期、第3四半期）を実施しております。

⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社グループは、業務の適正を確保するため、グループとしての経営理念、グループとしての行動指針、グループとしての共通規程を共有するとともに、子会社管理規程に基づき社長室長が子会社を管理し統括しています。

2) 法務・ガバナンス室は企業倫理委員会で審議・決定された企業倫理活動に係る諸施策を、当社グループの企業倫理責任者とともに推進しています。

3) 内部監査室は、当社グループ全体の内部統制のモニタリングを行い、適正に運営されるように推進しています。

4) 当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らして適切なものとしています。

【運用状況】

・当社グループの経営理念、行動指針は、当社及び各連結子会社の各部署及びイントラネットに掲載しています。

・社長室は、東京計器グループ経営連絡会等を通じ、連結子会社の月次決算及び経営情報の報告を受け、グループ全体の施策の共有及び指導・監督を行いました。また、内部監査室は、連結子会社に対しても業務監査及び財務報告に係る内部統制の監査を行いました。

・当社グループ会社間の取引については、当社担当部署がそれぞれの視点で取引内容についてチェックを行い、適切に運用されました。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置します。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置きません。

【運用状況】

・監査等委員会に関連する組織として監査等委員会室を設置し、専属スタッフ1名、兼任スタッフ1名を配置しています。監査等委員会室のスタッフは、監査等委員会の事務局業務、社内会議への出席等、日常的な事務作業支援の他、会計監査人による各種仕査等において監査等委員会の指示により立会う等、監査等委員会の支援業務を行っております。

⑦ ⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会室の専属スタッフは監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。また、兼任スタッフは、人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保します。

【運用状況】

- ・監査等委員会室所属の専属スタッフの評価は、監査等委員会により行われました。また、兼任スタッフについての評価は事前に監査等委員会に報告され、監査等委員会の同意の下に行いました。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある場合、もしくは倫理行動基準に違反する行為があったと認められる、またはその恐れがある場合は、その事実を監査等委員会に報告します。なお、当該報告を行ったことにより報告者に不利益な取り扱いがなされないことを確保します。
 - 2) 監査等委員会は、財務報告に係る内部統制の整備・運用について、法務・ガバナンス室及び内部監査室等に対し必要に応じて状況の報告を求めることができます。

【運用状況】

- ・監査等委員は取締役会に、常勤監査等委員は経営会議、東京計器グループ経営連絡会等の重要な会議に出席しました。この他、内部統制に係る年度計画、各種施策やその結果は、監査等委員会からの要望等に応じて担当部署が監査等委員会に報告しました。
 - ・内部監査室が行う業務監査の計画策定及び監査結果、内部通報の内容及びその対応結果等は随時監査等委員会あるいは常勤監査等委員に報告され、必要に応じて監査等委員会から意見を出しております。
 - ・国内連結子会社の監査役又は海外関係会社の監査役相当の役員からは、必要に応じて監査等委員会へ監査内容の報告を行いました。なお、関係会社の監査役等は常勤監査等委員及び監査等委員会室所属のスタッフが分担して兼務しております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役 社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。また、監査等委員会が、その職務の遂行について生ずる費用の請求をした場合は、会社は監査等委員会の求めに応じて適切に処理します。

【運用状況】

- ・監査等委員が当連結会計年度に行った費用請求は、適切に処理されました。
 - ・監査等委員会は、会計監査人と会合を持ち、意見交換を行いました。
- (2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社グループは、計測・認識・制御という働きを先端技術で商品化し、これをお客様に提供することを通じて社会に貢献していくことを経営理念として掲げ、顧客満足のための指針はもとより環境保護や法令遵守といった7つの行動指針—①創意工夫と弛まめ努力で最高の技術と商品の開発を目指します。②市場のニーズを先取りした新商品・新事業の創出に努めます。③安全で安心できる商品・サービスを提供し、お客様の信頼に応えます。④自己を研鑽し、それぞれの分野での第一人者を目指します。⑤法令等を遵守し、社会人として誠実・良識ある行動に努めます。⑥美しい自然を守り、貴重な資源を大切にします。⑦会社の方針を共有し、情熱と使命感を持って目標達成に注力します。—のもと従業員が日々研鑽しています。当社グループは、企業価値向上のための諸施策の実施及び企業価値向上の実現は、これらを実践する従業員の高いモラルと実行力が最も重要な要因と認識しています。すなわち、経営者と従業員が目標を共有化し、ともに経営理念や行動指針を具体的な形として事業に反映させていくことが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の維持・向上に繋がるものと認識しています。

当社に対してこのような認識とは異なる者から買収提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かは株主の皆様が判断すべきと考えています。しかし、当社グループの企業価値または株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えています。従って、買収提案がなされた場合には、その買収提案が企業価値を低下させるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と相当な検討期間を確保することで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる買収を抑止することが必要と考えています。

② 具体的な取組み

当社は、当社の発行する株券等に対する 20%以上の買付けもしくは 20%以上となる買付けを行うおとす行為またはその提案（以下、「大規模買付行為」といいます。）に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為等についての分析・検討を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社の中期経営計画や代替案等を提示したり、大規模買付者等との交渉等を行っていくための手続、さらには大規模買付者に対する対抗措置発動の可否を株主総会に諮る、あるいは取締役会が対抗措置の発動を決議するなどにいたる手続を定めています。

本取組みにおいては、原則として具体的な対抗措置の実施、不実施の判断について当社取締役会の恣意的判断を排除するため、特別委員会規程に従い、当社と全く関係のない大学教授、弁護士、公認会計士の有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様にも適時に情報開示を行うことにより透明性・公正性を確保することとしています。

③ 具体的な取組みに対する合理性

ア. 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所の規則の要件を完全に充足していること

本取組みは、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則、経済産業省に設置された企業価値研究会が 2008 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買収防衛策の導入に係る遵守事項を完全に充足しています。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本取組みは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め買収提案者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切な判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために買収提案者と交渉を行うことができるようにすること等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

ウ. 株主意思を重視するものであること

本取組みの有効期間は 2007 年度定時株主総会（2007 年 6 月 28 日開催）において本取組みの導入を決議後 3 年間とされ、2010 年度の定時株主総会（2010 年 6 月 29 日開催）、2013 年度の定時株主総会（2013 年 6 月 27 日開催）、2016 年度の定時株主総会（2016 年 6 月 29 日開催）及び 2019 年度の定時株主総会（2019 年 6 月 27 日開催）において継続する旨決議されました。今後も 3 年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしています。また、有効期間中であっても、当社株主総会において本取組みを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本取組みにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様にも情報開示することとしており、本取組みの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

オ. 合理的な客観的要件の設定

本取組みは、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

カ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本取組みは、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には本ルールを適用しないこととできるため、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で、本ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をすること等により、本ルールの発動を阻止することが可能です。従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の監査等委員でない取締役の任期は 1 年としており、期差任期制度を採用していないため、本ルールは、スローハンド型買収防衛策でもありません。

- 備考
1. 本事業報告中の記載数値は、表示してある数値未満の端数を四捨五入しております。
 2. 消費税等は税抜方式によっております。

● 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記
(連結計算書類の連結注記表)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 …………… 9社 (全ての子会社を連結の範囲に含めております)

主要な会社名: 東京計器アビエーション (株)、東京計器パワーシステム (株)、東京計器インフォメーションシステム (株)

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 …………… 2社

会社名: TOKIMEC KOREA POWER CONTROL CO., LTD.、TOKIMEC KOREA HYDRAULICS(Wuxi) CO., LTD.

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TOKYO KEIKI U. S. A., INC. 及び東涇技器 (上海) 商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …………… 総平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品 …… 主として個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品 …………… 主として先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 1998年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。その他の有形固定資産については定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～65年

機 械 及 び 装 置 4年～12年

工具器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産 …………… 定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に支給する賞与に備えるため、過去の支給実績を勘案し当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 株主優待引当金…………… 将来の株主優待制度の利用に備えるため、当連結会計年度末における株主優待制度の利用見込額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 ……… 連結子会社6社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社グループは、船舶港湾機器、油空圧機器、流体機器、防衛・通信機器、検査機器、鉄道機器の製造販売を主な事業としております。このような製品の販売について、据付の義務を負う製品は据付が完了した時点、据付の義務を負わない製品は引き渡し完了した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。据付の義務を負わない製品の内、契約に複数の製品が含まれる一部の取引については、当該契約に含まれるすべての製品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及びリベートを控除した金額で測定しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 …………… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度の適用 …………… 連結納税制度を適用しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法 …… 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は、退職給付に係る資産に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により、翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、契約に複数の製品が含まれる一部の取引については、従来、各製品の出荷時に収益を認識しておりましたが、当連結会計年度の期首より、当該契約に含まれるすべての製品の引き渡しが完了した時点で収益を認識する会計処理に変更しております。また、変動対価が含まれる取引については、変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める会計処理を新たに採用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

なお、当該会計基準の適用が当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に及ぼす影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメントを国内・海外別、顧客との契約から生じる収益とそれ以外に分解した場合の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他の 事業 (注)	合計
	船舶港湾 機器事業	空圧 機器事業	流体 機器事業	防衛・通信 機器事業	計		
売上高							
国内	4,264	9,859	4,291	13,701	32,116	2,349	34,465
海外	4,436	1,667	141	183	6,427	618	7,044
顧客との契約から生じる収益	8,700	11,526	4,432	13,884	38,542	2,942	41,485
その他の収益	—	—	—	—	—	25	25
外部顧客への売上高	8,700	11,526	4,432	13,884	38,542	2,966	41,510

(注) 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、検査機器事業、鉄道機器事業、情報処理業、ファクタリング業、荷造・梱包業、保険代理業などが含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形	2,016
売掛金	10,552
契約資産	—
合計	12,568
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形	1,411
売掛金	10,565
契約資産	—
合計	11,976
契約負債 (期首残高)	
返金負債	10
前受金	477
合計	486
契約負債 (期末残高)	
返金負債	2
前受金	184
合計	186

4. 会計上の見積りに関する注記

当社グループの油空圧機器事業に係る固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	佐野工場及び田沼事業所	ベトナム子会社
建物及び構築物	570 百万円	182 百万円
機械装置及び運搬具	512 百万円	313 百万円
工具器具及び備品	85 百万円	0 百万円
土地	639 百万円	—
建設仮勘定	38 百万円	—
ソフトウェア	2 百万円	—
ソフトウェア仮勘定	14 百万円	—
長期前払費用	—	33 百万円
その他無形固定資産	11 百万円	—
合計	1,870 百万円	529 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当社グループの油空圧機器事業に係る固定資産の概要

当社は、油空圧機器事業における国内生産拠点として佐野工場及び田沼事業所を擁しており、土地・建物に加えて生産設備である機械及び装置等を保有しております。また、同事業の一部の製品及び部品はベトナムに所在する子会社（TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD.）でも製造しており、賃借している土地に建設した建物や生産設備である機械及び装置等を自社の資産として保有しております。

② 資産グループ

事業用資産については、法人単位を基礎とし、そのうち当社においては工場を単位として資産をグループ化しております。

③ 減損損失の認識の判定

佐野工場資産グループ（佐野工場及び田沼事業所）、並びにベトナム子会社資産グループは継続的な営業損失の計上により減損の兆候が認められたことから、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は不要と判断しております。

④ 割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、以下の仮定を置いて見積もっております。

- ・油空圧機器事業の中期事業計画及び当該資産グループの将来の使用見込みに基づいており、計画及び見込みの実現可能性の判断においては過去の実績も考慮しております。
- ・当社の油空圧機器事業が所属する業界団体による2022年度の出荷額等の見通しを考慮しております。
- ・当社における使用状況も考慮し、主要な資産の経済的耐用年数に基づき将来キャッシュ・フローの見積り期間を算定しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、当連結会計年度において概ね正常化しており、翌連結会計年度以降においても著しい状況の悪化はないものと仮定して、関連する会計上の見積りを行っております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、見込みに反して新型コロナウイルス感染症の影響を含む業界全体の見通しが悪化し、影響が長期化することにより、上記仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 32,449 百万円
- 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、
「3. 収益認識に関する注記 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。
- その他の流動負債のうち、契約負債の金額は、
「3. 収益認識に関する注記 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

- 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額（△は戻入額）
売上原価 44 百万円
- 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益の金額は、
「3. 収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 17,076,439 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	410	25.0	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	492	利益剰余金	30.0	2022年3月31日	2022年6月30日

(注) 2022年6月29日開催予定の定時株主総会にて、上記議案を付議いたします。

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売上債権等の与信規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使用は主として運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額28百万円）及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額959百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 受取手形、売掛金及び契約 資産	11,976	11,976	—
(2) 電子記録債権	3,353	3,353	—
(3) 未収入金	245	245	—
(4) 投資有価証券	2,969	2,969	—
(5) 差入保証金	515	467	△49
(6) 支払手形及び買掛金	(6,565)	(6,565)	—
(7) 短期借入金(*2)	(7,814)	(7,814)	—
(8) 未払金	(417)	(417)	—
(9) 未払法人税等	(440)	(440)	—
(10) 長期借入金(*2)	(2,424)	(2,426)	2

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより短期借入金に計上されたもの（連結貸借対照表計上額288百万円）については、本表では長期借入金として表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	2,969	—	—	2,969
資産計	2,969	—	—	2,969

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	11,976	—	11,976
電子記録債権	—	3,353	—	3,353
未収入金	—	245	—	245
差入保証金	—	467	—	467
資産計	—	16,040	—	16,040
支払手形及び買掛金	—	6,565	—	6,565
短期借入金	—	7,814	—	7,814
未払金	—	417	—	417
未払法人税等	—	440	—	440
長期借入金	—	2,426	—	2,426
負債計	—	17,663	—	17,663

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

本社ビル敷金の時価の算定は、敷金の額から回収が不可能と思われる額を控除した額を、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。その他の敷金については、1件あたりの金額が僅少なため、当該帳簿価額によっております。いずれもレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,005円00銭
2. 1株当たり当期純利益	91円06銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

● 計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記（個別注記表）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式、関係会社出資金 …………… 総平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 原材料及び貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産 …………… 1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～65年

機 械 及 び 装 置 4年～12年

工具器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員に支給する賞与に備えるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 株主優待引当金 …………… 将来の株主優待制度の利用に備えるため、当事業年度末における株主優待制度の利用見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により、翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

当社は、船舶港湾機器、油空圧機器、流体機器、防衛・通信機器、検査機器の製造販売を主な事業としております。このような製品の販売について、据付の義務を負う製品は据付が完了した時点、据付の義務を負わない製品は引き渡し完了した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。据付の義務を負わない製品の内、契約に複数の製品が含まれる一部の取引については、当該契約に含まれるすべての製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及びリベートを控除した金額で測定しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理 …………… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用 …………… 連結納税制度を適用しております。
- (3) 退職給付に係る会計処理 …………… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、契約に複数の製品が含まれる一部の取引については、従来、各製品の出荷時に収益を認識しておりましたが、当事業年度の期首より、当該契約に含まれるすべての製品の引き渡し完了した時点で収益を認識する会計処理に変更しております。また、変動対価が含まれる取引については、変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める会計処理を新たに採用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

なお、当該会計基準の適用が当事業年度の損益及び期首利益剰余金に及ぼす影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

1. 油空圧機器事業に係る固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	佐野工場及び田沼事業所
建物及び構築物	570 百万円
機械装置及び運搬具	512 百万円
工具器具及び備品	85 百万円
土地	639 百万円
建設仮勘定	38 百万円
ソフトウェア	2 百万円
ソフトウェア仮勘定	14 百万円
その他無形固定資産	11 百万円
合計	1,870 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「3. 会計上の見積りに関する注記 当社グループの油空圧機器事業に係る固定資産の減損

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

2. ベトナム子会社に対する出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社出資金 854 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の油圧機器事業における一部の製品及び部品を、ベトナムに所在する子会社（TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD.）が製造しております。

同社に対する出資金は取得価額をもって貸借対照表価額としており、当事業年度末において実質価額が著しく低下した状態には無いものと判断しております。

しかし、同社の固定資産に減損の兆候を識別しているため、仮に減損損失を計上した場合には、同社の財政状態が悪化することにより出資金の実質価額が著しく低下し、出資金を減損処理する可能性があります。

同社の固定資産に係る減損の見積りについては、連結計算書類「3. 会計上の見積りに関する注記 当社グループの油空圧機器事業に係る固定資産の減損」に記載したとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 31,225 百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 2,104 百万円

短期金銭債務 4,320 百万円

長期金銭債権 190 百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 5,863 百万円

仕入高 2,005 百万円

その他の営業取引高 2,035 百万円

営業取引以外の取引高 468 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 673,381 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	311 百万円
棚卸資産評価損	223 "
未払社会保険料	50 "
退職給付引当金	△63 "
資産除去債務	330 "
ソフトウェア償却費	154 "
長期未払金	4 "
投資有価証券評価損	66 "
その他	147 "
繰延税金資産小計	1,222 "
評価性引当額	△431 "
繰延税金資産合計	791 "
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△476 百万円
繰延税金負債合計	△476 "
繰延税金資産の純額	315 "

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料	
1 年内	479 百万円
1 年超	1,436 百万円
計	1,915 百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東京計器アビエーション(株)	直接100%	当社製品の販売、当社設備の賃貸	当社製品販売(注1)	4,559	受取手形 売掛金	69 1,275
子会社	東京計器パワーステム(株)	直接100%	当社製品の仕入、当社設備の賃貸	当社製品仕入(注1) 設備賃貸料(注2)	907 97	買掛金 その他流動資産	501 19
子会社	東京計器インフォメーションシステム(株)	直接100%	当社の計算業務委託、債務保証、ファクタリング			買掛金(注3)	3,201
子会社	東京計器レールテクノ(株)	直接70%	当社製品の販売、当社設備の賃貸	設備賃貸料(注2)	89	その他流動資産	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場価格を参考にし、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 設備賃貸料の取引条件は、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注3) 子会社東京計器インフォメーションシステム(株)に対する買掛金残高は、当社の仕入先が当社に対する売上債権の一部を同社に債権譲渡し、当該支払業務を同社に委託した債務であります。
- (注4) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,617円15銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 79円27銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。